資源ごみ回収運動推進事業奨励金を交付します

資源ごみの回収運動は、資源ごみのリサイクル（再生利用）を促進し、分別収集を推進するための活動です。

資源ごみの回収運動を行なう団体に奨励金を交付します。（事前に団体登録が必要です。）

■対　象　自治会、老人会、婦人会、子ども会、ＰＴＡなど、非営利の市内団体

■対象品目および奨励金額

・古紙類（新聞、雑誌等）１kgあたり４円
・空瓶類（酒瓶、ビール瓶等）１本あたり３円
・空瓶ケース類（ビール瓶等のケース）１個あたり６円
・金属類（アルミやスチールの缶等）１kgあたり３円
・その他（布類等）１kgあたり３円

■申込期間　４月１日（月）～平成32年3月31日（火）

※ごみ置場に持ち出された資源ごみの持ち去り行為は、米子市の条例により禁じられています。
※事業所から出た資源ごみは奨励金の対象外です。

■問合せ　クリーン推進課
（☎23－5259、FAX30－0271）

事業所ごみの減量化と資源化にご協力ください

米子市クリーンセンターに搬入される事業所ごみには、紙ごみ、生ごみが多く含まれています。次のようにごみの減量化、資源化にご協力ください。

【紙ごみの減量】
・両面印刷を励行しましょう。
・ペーパーレス化を推進しましょう。

【生ごみの減量】
・仕入れ、調理の工夫により生ごみを減量しましょう。
・生ごみ処理機、コンポストを利用しましょう。

■問合せ　クリーン推進課
（☎23－5300、FAX30－0271）

家庭用生ごみ処理機等の購入費の一部を補助します

■対　象　家庭用生ごみ処理機等を購入する方

■補助金額

①生ごみ処理機（電気式）
購入金額の３分の１（100円未満切捨て・上限２万円）
②生ごみ処理容器（コンポスト・密閉式生ごみ処理容器）
購入金額の３分の１（100円未満切捨て・上限３千円）

■申込期間　４月１日（月）～平成32年1月31日（金）

※購入前に申請が必要です。申請前に購入された場合は補助の対象となりません。
※補助台数は一世帯につき、①②のいずれか一基です。
※予算がなくなり次第終了します。

■問合せ　クリーン推進課
（☎23－5259、FAX30－0271）

高額介護サービス費申請のご案内

介護保険サービスを利用したときの１か月の利用者負担（介護サービス費用の１～３割）が上限額を超えたとき（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯で合算して上限額を超えたとき）は、長寿社会課に申請されると超えた分を「高額介護サービス費」として後日お返しします。（過去の利用分も２年間さかのぼって申請することができます。）なお、施設利用の際の部屋代、食事代等は対象外ですのでご注意ください。

利用者負担段階区分		個人上限額	世帯上限額
課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる世帯（現役並み所得者）		—	44,400円
住民税課税世帯（一般）※		—	44,400円
住民税非課税世帯	ア 合計所得金額及び課税年金等収入額の合計が80万円を超える方	—	24,600円
	イ 合計所得金額及び課税年金等収入額の合計が80万円以下の方	15,000円	24,600円
生活保護受給者の方		15,000円	15,000円

※「一般」区分の世帯のうち、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む。）の利用者負担割合が１割の世帯は、年間446,400円の上限が設けられます。（平成29年８月から３年間の時限措置）

■申請に必要なもの

・介護サービス費を支払われた際の領収書
・認印　・高額介護サービス費を市から振り込む際の振込先の預金通帳

■問合せ　長寿社会課
（☎23－5104、FAX23－5012）

あなたも介護支援ボランティアでいきいき健康に！

介護施設などでボランティア活動を行ない、より健康で生きがいのある暮らしを送りませんか。登録時にお渡しする「ボランティア手帳」に押された、活動の実績ポイントに応じて、年間最大5,000円を受け取ることができます。

なお、現在75人がボランティア登録され、ボランティア受入事業所は市内に53か所あります。

■対　象　米子市にお住まいの65歳以上の方で、介護保険の要支援または要介護認定の無い方

■登録方法　米子市ボランティアセンター（ふれあいの里２階）に介護保険証をお持ちください。

■活動内容　話し相手、散歩の補助、草刈り、レクリエーションのお手伝いなど

※１時間程度の活動で１ポイント（１日２ポイントが上限）がつきます。次年度に、１ポイント100円として交換できます。

■問合せ　米子市ボランティアセンター
（☎23－5455、FAX37－3855）

飼い犬に関する届出場所について

各種届出	窓　口
・犬が死亡したとき ・飼い主が変わったとき ・犬の住所が変わったとき ①市内転居（市内⇒市内） ②転入（市外⇒市内）：転入前市区町村の鑑札を添えて届出してください。 ③転出（市内⇒市外）：鑑札を添えて新しい所在地を管轄する市区町村に届出してください。 ・飼い主の住所・氏名が変わったとき	■環境政策課（クリーンセンター２階） ■生活年金課（米子市役所本庁舎１階） ■地域生活課（淀江支所１階）
・犬の登録および鑑札の交付 ・狂犬病予防注射済票の交付 ※なお、鳥取県西部地区の指定動物病院でも狂犬病予防注射と同時に手続きができます。	■環境政策課（クリーンセンター２階） ■地域生活課（淀江支所１階）

■問合せ　環境政策課
（☎23−5257、FAX23−5258）

飼い主のいない猫の不妊手術費用の一部を補助します

米子市では、飼い主のいない猫に、不妊または去勢手術を受けさせるための費用の一部を補助します。

■対　象　市内で捕獲した飼い主のいない猫に不妊または去勢手術を受けさせ、その費用を負担される方

■補助金額　1匹につき、手術費用の2分の1（100円未満切捨て・上限1万円）

■申込期間　4月1日（月）～平成32年2月28日（金）

※必ず手術前に申請してください。手術後に申請された場合は、補助の対象となりません。平成32年３月31日（火）までに手術を受けさせ、実績報告書を提出する必要があります。

※予算がなくなり次第終了します。

■問合せ　環境政策課
（☎23−5257、FAX23−5258）

犬の登録と狂犬病予防注射のおしらせ

生後91日以上の犬を飼っている方には、狂犬病予防法により、**犬の登録をする／毎年4～6月に狂犬病予防注射を受けさせる／鑑札と狂犬病予防注射済票を犬に着けておく**ことが義務付けられています。ご都合のよい会場または動物病院で予防注射を受けてください。

★動物病院でも、狂犬病予防注射と同時に犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付手続きができます。予防注射の際は、3月に送付した通知ハガキをお持ちください。

■ご用意いただくもの

▶初めての登録の方…**料金6,050円**
（料金内訳：犬の登録手数料3,000円＋注射済票交付手数料550円＋注射料金2,500円）

▶登録済の方…**犬の登録証、通知ハガキ、料金3,050円**
（料金内訳：注射済票交付手数料550円＋注射料金2,500円）

月　日	場　所	時　間
4月５日（金）	成実公民館	午前９時30分～10時
	尚徳公民館	午前10時20分～10時50分
	春日公民館	午後１時40分～２時20分
	県公民館	午後２時50分～３時40分
4月７日（日）	米子市役所正面玄関前	午後１時30分～２時30分
4月８日（月）	大高公民館	午前９時30分～10時
	巌公民館	午前10時20分～10時50分
	住吉公民館	午後１時40分～２時20分
	加茂公民館	午後２時50分～３時20分
4月９日（火）	河崎公民館	午前９時30分～10時
	三本松２区公民館	午前10時20分～10時40分
	五千石公民館	午後１時40分～２時20分
	永江公民館	午後２時40分～３時
4月10日（水）	和田公民館	午前９時20分～９時50分
	彦名公民館	午前10時20分～10時50分
	宇田川公民館	午後１時40分～２時20分
	大和公民館	午後２時40分～３時

月　日	場　所	時　間
4月11日（木）	米子市淀江支所	午前９時30分～９時50分
	淀江公民館	午前10時10分～10時30分
	大篠津公民館	午後２時～２時30分
	崎津公民館	午後３時～３時30分
4月12日（金）	錦海団地集会所	午前９時30分～９時50分
	湊山体育館前	午前10時10分～10時30分
	福生西公民館	午後１時20分～１時40分
	福生東公民館	午後２時～２時30分
	皆生浄化センター	午後２時50分～３時10分
4月15日（月）	義方公民館	午前９時20分～９時50分
	啓成公民館	午前10時10分～10時40分
	富益公民館	午後１時40分～２時20分
	夜見公民館	午後２時40分～３時
4月17日（水）	どらパー米子市民体育館	午前９時30分～９時50分
	車尾公民館	午前10時10分～10時30分
	福米東公民館	午後１時30分～２時
	福米西公民館	午後２時20分～２時50分
6月２日（日）	米子市役所正面玄関前	午後１時30分～２時30分

■犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付手続きができる動物病院

病院名（所在地）	電話
ai動物クリニック（東福原）	35−0031
あかいどうぶつ病院（中島）	21−8719
しん動物病院（淀江町）	56−2180
ヒルズ動物病院（新開）	36−9276
ふじい動物病院（両三柳）	21−8808

病院名（所在地）	電話
山崎動物病院（両三柳）	24−4076
山本動物病院（長砂町）	32−0900
米子動物医療センター（米原）	32−8082
レオ動物病院（美吉）	30−2735
たかもり動物病院（境港市）	44−8171

病院名（所在地）	電話
やじまアニマルクリニック（境港市）	47−1550
よしの犬猫病院（境港市）	21−7541
木嶋動物病院（伯耆町）	68−5300
ナスパル動物病院（大山町）	0858-58-2060

■問合せ　環境政策課（☎23−5257、FAX23−5258、Ｅメール：kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp）

特別医療費助成制度について

障がいのある方や、ひとり親家庭、特定疾病、18歳未満のお子さんなど、特に医療費の助成を必要とする方の医療費を助成しています。この助成を受けるためには生活年金課（市役所１階⑥番窓口）か、淀江支所地域生活課で申請してください。

対象となるかた		自己負担する医療費の額
身体障害者手帳１級あるいは２級の方	所得制限があります 対象者本人の所得および本人の属する世帯全員の住民税課税状況により認定します。（対象者本人の所得が老齢福祉年金支給要件の所得額以上の場合は対象外です。）	※住民税非課税世帯の方は、自己負担なし（全額助成） ＊住民税課税世帯の方は、保険診療分の１割（院外薬局は無料）。 ただし、１医療機関ごとの月額上限は次のとおり ・障がいのある本人が、住民税非課税の場合は、通院1,000円、入院5,000円 ・障がいのある本人が、住民税課税の場合は、通院2,000円、入院10,000円
療育手帳Ａ判定の方		
療育手帳に特別医療該当と記載のある方		
精神障害者保健福祉手帳１級の方		
特定疾病	18歳以上20歳未満でぜんそく、慢性腎疾患、慢性心疾患等小児慢性特定疾病に該当する疾患と診断された方。また、20歳以上で先天性代謝異常等の一部の疾病の方	通院：健康保険の一部負担金のうち、１日あたり530円まで（医療機関ごとに月４回まで。ただし、院外薬局は無料） 入院：健康保険の一部負担金のうち、１日あたり1,200円
ひとり親家庭	所得税非課税世帯で、18歳に達する年度末までの児童を扶養している方とその児童（所得税非課税の判定は税額控除前。また所得税非課税世帯とは申請者本人とともに同一生計の直系の親族を含みます。住民票上別世帯でも同一生計の扱いとなります。）	
小児	出生から18歳に達する年度末までの方	
身体障害者手帳３級の方	所得制限があります 対象者本人を含む世帯全員および扶養義務者等が住民税を課されていない方	自己負担する医療費の額は、上記の特定疾病等と同じですが、医療機関等で一旦支払われたのち、払戻しの手続きが必要です。自己負担額を除いて依頼された口座へ振込みます。
療育手帳Ｂ判定の方		

※以前に特別医療費助成制度を受給していた方で、所得状況や世帯状況等により受給資格を喪失された方でも、再度資格取得できる場合がありますので、該当する場合はお問い合わせください。保険適用外の治療や入院時の食事療養費などは対象外です。県外の医療機関では使用できませんので、一旦支払われたのち払戻しの手続きをしてください。

■問合せ　生活年金課
（☎23－5123、FAX23－5391）

国民年金のおしらせ

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えあう仕組みです。

国民年金のポイント

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに、また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

■学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限１年以上である課程）に在学する学生等です。

■納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

■問合せ　生活年金課（☎23－5142、FAX23－5391、Eメール：seikatsunenkin@city.yonago.lg.jp）
米子年金事務所　（☎34－6111【音声案内2→2】、FAX22－4842）

米子駅前地区での自転車等の放置は禁止です

米子駅前の放置禁止区域に放置された自転車等は、撤去し米子駅前地下駐輪場に保管します。返還にあたっては撤去保管手数料を徴収します。米子駅前地区の駐輪は、米子駅前地下駐輪場をご利用ください。

■問合せ
建設企画課（☎23－5253、FAX23－5396）

後期高齢者医療人間ドックが変わります

このたび、後期高齢者医療人間ドックの実施について検討した結果、平成31～32年度は、年度ごとに受診対象者を限定して実施させていただき、平成33年度で廃止することとなりました。

国は、高齢者の保健事業の目的を「在宅で自立した生活を送ることのできる高齢者の増加」としています。医療と介護ニーズを併せ持つ後期高齢者への健康支援としては、今後地域の実情に応じてフレイル（虚弱）対策が進んでいくものと考えられます。

米子市も健診などにより生活習慣病等の重症化予防を今までどおり推進していきますが、今後は高齢による心身機能の低下防止のため介護予防との一体化も進めていきます。

今後の高齢者保健事業の方向性をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いします。

後期高齢者医療人間ドックの申込みは４月26日（金）まで

■平成31年度の対象者

後期高齢者医療保険被保険者で平成32年３月31日時点で**偶数年齢の方**

※原則として後期高齢者医療保険料の滞納がない方

※平成32年３月31日時点で奇数年齢の方は平成32年度が対象です。

（例）昭和18年４月１日～昭和19年３月31日生まれの方は、平成32年３月31日時点で76歳であるため、平成31年度が人間ドック受診対象。大正15年４月１日～昭和２年３月31日生まれの方は平成32年３月31日時点で93歳なので、平成32年度が人間ドック受診対象。

■検査項目

問診、身体測定、血圧、心電図、採血（血液学的検査・生化学検査・腫瘍マーカー・免疫学検査）、腹部超音波検査、尿検査、便潜血検査（大腸がん検査）、胸部X線（肺がん検査）、胃検査（胃がん検査）※胃検査は、X線検査（レントゲン）または内視鏡検査（胃カメラ）

■受診費用（個人負担金）

6,500円（たんの検査が必要な方は6,800円）（予定）

■受診期間　７月～12月末

※申込みをされた方には６月下旬に後期高齢者人間ドックの受診券をお送りします。

■申込方法

人間ドックを希望される方は、４月26日（金）までに、保険課健康推進室（☎23－5407・5408）または健康対策課（☎23－5452・5458）に電話でお申し込みください。

※人間ドックを希望されない方、平成32年３月31日時点で奇数年齢の方は、６月下旬にお送りする「健診受診券」で、「後期高齢者の健康診査」と「がん検診」をお受けください。

■問合せ　保険課　健康推進室（☎23－5407・5408、FAX23－5579）

重度心身障がい者（児）タクシー料金助成

重度心身障がい者（児）の方に、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付します。

■対象者

米子市に住所があり、身体障害者手帳１級または２級をお持ちの方もしくは療育手帳Ａをお持ちの方で、平成30年度の住民税非課税世帯の方および生活保護世帯に属する方

■助成金額

１回のタクシー利用につき、初乗り料金のうち手帳提示によって１割引を受けた残りの額を利用券で助成します。

■タクシー利用券枚数　１人１か月につき３枚発行

※申請には手帳と印鑑が必要です。

■受付開始　３月29日（金）～（利用は４月１日～）

■交付場所・問合せ

障がい者支援課（☎23－5549、FAX23－5393）
淀江支所地域生活課（☎56－3113、FAX56－5201）

人工透析患者通院費等を助成します

人工透析のための通院に要する交通費を助成しています。

■対象者

人工透析患者で、前年度の住民税所得割額が非課税である世帯に属する方（ただし、医療機関等による送迎や交通費のかかっていないかたは対象外です。）

■助成額および申請時期

月額2,000円を限度とする交通費実費を助成します。申請は年２回（10月、３月）、直前半年分をまとめて申請受付。審査後依頼された口座へ振り込みます。

■問合せ　生活年金課（☎23－5123、FAX23－5391）

来年の成人式は米子市公会堂で行ないます

成人式の例年の開催会場である米子コンベンションセンター多目的ホールおよび鳥取県立米子産業体育館メインアリーナは工事のため利用できませんので、米子市公会堂を会場とします。

■と　き　平成32年１月３日（金）午後２時～午後３時30分

■会　場　米子市公会堂

■対　象

平成11年４月２日から平成12年４月１日生まれで、原則として平成31年11月１日現在、米子市に住民登録のある方です。対象となる方には、11月下旬までには案内状を発送する予定です。11月１日現在、米子市にお住まいでない方で米子市成人式に出席を希望される場合は、11月５日以降に、生涯学習課まで電話かＥメールでお申し込みください。

■問合せ　生涯学習課（☎23－5442、FAX23－5568、Ｅメール：shogaku@city.yonago.lg.jp）

米子市職員採用説明会を開催します

米子市役所の仕事に関心をお持ちの方やそのご家族を対象に、職員採用説明会を開催します。職員自身による合格体験談や若手職員との交流、仕事紹介などを予定しています。事前申込不要です。ご参加をお待ちしています。

■と　き　4月27日（土）午後1時～3時
■場　所　米子市立図書館2階　多目的研修室
■対　象　採用試験の受験をしようと思っている方
米子市役所で働きたい！と思っている方
米子市役所への就職に関心をお持ちのご家族
■問合せ　職員課（☎23－5341、FAX23－5390）

第1回原子力防災現地研修会（見学会）

鳥取県では、放射線の基礎知識や原子力防災・安全対策などについて、皆さんに知っていただくため、県民の方を対象とした研修会を開催します。

■と　き　4月20日（土）
午前10時30分～午後3時20分
■行き先　島根県原子力防災センター、島根原子力発電所（バス車内から見学）
■集　合　西部総合事務所 午前9時（午後4時50分解散）
境港市役所 午前9時40分（午後4時20分解散）
■応募締切　4月12日（金）必着
■募集人数　40人
※ハガキに参加される全ての方の住所・氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日を記入の上、ご応募ください。（ハガキ1枚で2人まで応募可。電話やFAX、Eメールでも申込みができます。）電話受付は平日午前9時から午後5時までです。参加費無料。見学には運転免許証等の本人確認書類が必要です。
■申込・問合せ
〒680－8570　鳥取県鳥取市東町一丁目271
鳥取県危機管理局原子力安全対策課（☎0857－26－7974、FAX0857－26－8805、Eメール：genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp）

農地相談会を開催します

農地に関しての困りごとに、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員が相談に応じます。
（受付時間：午後2時～3時30分）

相談日	開催場所	地区
4月17日（水）	巌公民館（1階 和室）	巌・春日
4月19日（金）	大高公民館（1階 学習室2）	大高・県
5月28日（火）	夜見公民館（1階 学習室）	夜見・彦名
5月30日（木）	米子市淀江支所（1階 第1会議室）	淀江・宇田川・大和
6月25日（火）	五千石公民館（1階 学習室）	五千石・成実・尚徳

■問合せ　米子市農業委員会事務局
（☎23－5276、Eメール：nogyo@city.yonago.lg.jp）

地域の助け合いで災害から命を守りましょう
高齢の方・障がいのある方の災害時要援護者台帳への登録受付中

米子市では災害時要援護者避難支援プランに基づき、平成23年12月から要援護者の台帳登録を進めています。この支援プランは、登録された情報を地域の支援者と持ち合い、実際の災害時に速やかに避難支援（声かけ、同行避難、避難介助）や安否確認につなげようとするものです。災害時要援護者に該当される方は、ぜひ登録をお願いします。対象者は、次の方々です。

【高齢の方】
①一人暮らしの高齢者（75歳以上）
②高齢者のみの世帯の方（75歳以上）
③介護保険の要介護1以上の方
④上記に準ずる方として、自ら申し出た方
【障がいのある方】
⑤身体障がい者（身体障害者手帳1級、2級）
⑥知的障がい者（療育手帳A）
⑦精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
⑧難病患者
⑨上記に準ずる方として、自ら申し出た方

■申請方法
長寿社会課または障がい者支援課の窓口にて「米子市災害時要援護者登録申請書」に記入・押印
■問合せ
長寿社会課（☎23－5156、FAX23－5254）
障がい者支援課（☎23－5153、FAX23－5393）

子育て中の女性の再就職を応援します

出産や育児のために離職した人、非正規雇用の方の正規雇用への転換を支援するため、就職や仕事に役立つ資格や免許の取得に要する経費の一部を助成します。

■対象者
18歳以下の子を有し、米子市内に住所がある女性
■対象資格
厚生労働大臣が指定する教育訓練講座（同等の内容のものを含む。）で取得可能な国家資格、公的資格、民間資格等。（介護福祉士、医療事務、建築士、パソコン資格など。ただし、3月1日以降に取得した資格等に限ります。）
■補助金額　補助対象経費の2分の1（上限5万円）
■対象経費
資格取得にかかる講座受講料、受験料、授業料および入学金など
■受付期間　4月1日（月）～平成32年3月31日（火）
※平成31年3月に資格等を取得した場合は4月26日（金）まで
■問合せ　男女共同参画推進課
（☎23－5419、Eメール：danjyo@city.yonago.lg.jp）

４月の市営住宅入居者の募集はありません

次回の市営住宅入居者募集は５月７日（火）～ 13 日（月）の予定です。

■問合せ　住宅政策課
（☎23－5263、FAX23－5396、Ｅメール：jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp）

米子市まちづくり活動支援交付金事業を募集します

地域の課題解決や、よりよい市民生活の実現のために、創意工夫して行なわれる活動を応援します。

■応募資格

市内を拠点として活動する団体で、５人以上で構成（過半数が市内に在住、通勤・通学）し、会則または規約などのある団体

■募集する事業

自主的・継続的に取り組むまちづくりのための非営利活動で、次のいずれかに該当するもの。

①地域課題の解決など、住みよいまちづくりのために行なう事業（環境美化活動、社会福祉活動、防犯活動、交通安全活動など）

②地域の特色を生かしたまちづくりのために行なう事業（産業や文化、芸術、スポーツ振興などでの地域の特色を生かした地域活性化のための活動）

③これまでのまちづくり活動を進展させる事業

■対象とならない事業

国・県・市および公益法人から他制度による補助助成または委託を受けている事業

■交付対象経費について

チラシ・ポスターの作成費、材料・消耗品の購入費など。（団体の運営費や飲食費などは対象外です。）

■交付金

１団体１事業とします。交付金の種類は３つあります。

【ちょっこし活動コース】交付金対象経費の相当額（上限８万円）団体の活動実績は問いません。

【がいな活動コース】交付金対象経費の３分の２以内（上限30万円）１年以上の活動実績のある団体が申込み可能です。

【継続活動コース】交付金対象経費の２分の１以内（上限10万円）過去に交付を受けたことがある団体が行う同一事業で、交付を受けた翌年から３年以上継続している活動をさらに充実・発展させるもの。

■申込方法

事前にご相談のうえ、交付申請書に必要な書類を添付して、地域振興課に提出してください。申請書様式は、地域振興課、淀江支所、各公民館にあります。米子市ホームページからもダウンロードできます。

■申込期間　４月１日（月）～26日（金）

■選考方法

審査会（６月頃予定）において、応募団体から事業内容を発表していただきます。主体的な活動、公益性、継続性などの審査結果をふまえ、米子市が決定します。

■問合せ　地域振興課
（☎23－5371、FAX23－5568）

動産公売のお知らせ

市税の滞納処分により差し押さえた動産のインターネット公売を実施します。インターネット公売で入札する際は、Yahoo!JAPAN ID の取得と参加申込が必要です。

■参加申込期間　４月８日（月）～ 23日（火）

■入札期間　５月７日（火）～９日（木）

■公売財産　茶器等

※くわしくは米子市ホームページ公売情報（https://www.city.yonago.lg.jp/6469.htm）をご確認ください。公売は事情により、変更または中止させていただく場合もございますので、ご了承ください。

■問合せ　収税課
（☎23－5294、FAX23－5397、Ｅメール：shuzei@city.yonago.lg.jp）

市税の納付には安心、便利で確実な口座振替をご利用ください

■口座振替できる税

市・県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税

■口座振替のメリット

・ついうっかりの納め忘れがありません。

・納期ごとに金融機関、郵便局やコンビニエンス・ストアに行く手間が省けます。

・期別の納付書と全期前納用の納付書による二重払いや納付の期別誤りが防げます。

■手続き方法

市内の金融機関または郵便局の窓口に「米子市口座振替依頼書」が備え付けてあります。通帳・通帳お届け印・お問い合わせ番号が分かるもの（納税通知書など）をお持ちのうえ、金融機関または郵便局の窓口にお申し込みください。

なお、年度当初にお送りする納税通知書（市・県民税普通徴収、固定資産税）にも「米子市口座振替依頼書」を添付しています。お問い合わせ番号・住所・氏名が印字されていますので、その分書く手間が省けます。ぜひ、ご利用ください！（郵便局ではご利用いただけません。）

■ご注意ください

・領収書は発行しません。通帳に記帳してご確認ください。（軽自動車税の場合は、振替後に車検用納税証明書を送ります。）

・同じ税目で複数の納税通知書をお持ちの方（相続人代表者、共有分代表者など）は、納税通知書ごとに納付方法・振替口座を変えることはできません。

・再振替は行ないません。振替日の前日までに通帳の残高をご確認ください。

■問合せ　収税課
（☎23－5161、FAX23－5397、Ｅメール：shuzei@city.yonago.lg.jp）

学校給食 いきいきこめっこレシピ

No.10 切干大根の酢の物

材料（４人分）

- 切干大根 …… 12g
- 淡口しょうゆ …… 小さじ１
- 小松菜 …… ２株
- 人参 …… 中輪切り１cm
- (乾) わかめ …… 1.5g
- 白いりごま …… 小さじ１
- ★しょうゆ …… 大さじ１
- ★酢 …… 大さじ１
- ★砂糖 …… 小さじ１
- ★みりん …… 小さじ１/2

作り方（所要時間 約30分）

① 切干大根は洗って、水で戻す。
② ①が柔らかくなったら、食べやすい大きさに切って鍋に入れ、ひたひたの水と淡口しょうゆを入れて煮る。煮えたら鍋で冷ましておく。
③ 小松菜は３㎝、人参は短冊に切り、ゆでて冷ましておく。わかめは固めに戻しておく。白いりごまは煎って軽くすっておく。
④ 調味料★を合わせておき、材料と混ぜ合わせる。

今月のひとくち食育

切干大根は、鉄分、カルシウムを豊富に含んでいます。また、しっかりと噛んで食べることができるので、成長期のこどもたちにはぜひ、たくさん食べてほしい食品です。給食では、煮物以外にも炒め物や和え物などに入れています。乾物の持つ風味や旨味を生かして、お味噌汁や卵焼きなどに入れてもおいしくいただけます。ぜひ、おうちでもいろいろな料理にアレンジしてみてください。

■問合せ　学校給食課
（☎３３－４７５１、FAX３３－４７５７、Ｅメール：kyushoku@city.yonago.lg.jp）

米子市学校給食キャラクター
こめ太　こめ子

ヘルプマークをご存知ですか

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、精神障がい、知的障がいまたは妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

■ヘルプマークを見かけた方へのお願い

【列車やバスの中で席をお譲りください】
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。援助や配慮が必要なことが外見からはわからないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

【駅や商業施設等で声をかけるなどご配慮ください】
交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

【災害時は安全に避難するためご支援ください】
障がいなどにより、状況把握が難しい方、自力での迅速な避難が困難な方がいます。

■ヘルプマークを配布しています

【配布場所】 米子市役所（障がい者支援課、長寿社会課）、ふれあいの里（健康対策課）、淀江支所（地域生活課）、心身障害者福祉センター、米子サン・アビリティーズ

【配布条件】 米子市内にお住まいまたは通勤、通所等しておられる方でご希望の方に配布します。
配布にあたり、障害者手帳、身分証明書、申請書等は必要ありません。配布するのは、おひとりにつきストラップ、バッジのどちらか１個です。ご家族や支援者等代理の方による受け取りも可能です。

■問合せ　障がい者支援課
（☎２３－５１５９、FAX２３－５３９３）

「議会報告会」を開催します

米子市議会では、開かれた議会をめざし、市民の皆さんと市政に関する情報や意見を交換する場として議会報告会を開催します。

当日は市議会議員が出席し、米子市の予算、決算と市議会の役割などについて説明します。事前申込不要です。お気軽にお出かけください。

とき	場所
４月13日（土）午後１時30分～３時	彦名公民館
４月14日（日）午後１時30分～３時	春日公民館
４月16日（火）午後７時～８時30分	ふれあいの里４階中会議室
４月17日（水）午後７時～８時30分	河崎公民館

※当日の資料を４月１日から米子市議会のホームページに掲載する予定です。

■問合せ　議会事務局（☎３２－０３０２、FAX３５－６４６４）